

平成七年通商産業省令第四十号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（製造の許可の申請）

第二条 法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 事業所付近の状況を示す図面
- 二 事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面
- 三 物質ごとの製造工程を説明した書面
- 四 物質ごとの法第四条第二項第四号の器具、機械又は装置の仕様を説明した書面

五 特定物質の保管方法を説明した書面
六 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第五条各号に該当しないことを説明した書面

七 申請者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
2 法第五条第四号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により特定物質の製造を行うにあつては必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな者とする。

（製造の許可の基準）
第三条 法第六条第一号の経済産業省令で定める限度は、事業所ごとに年間一トン未満とする。ただし、経済産業大臣が化学兵器禁止条約実施及び検証に関する附属書第六部第八項の単一の小規模な施設として一を限り認める事業所については、この限りでない。

（変更の許可の申請）
第四条 法第七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第二による申請書に第二号第二号から第四号までに掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、製造の方法の変更であつて、当該許可製造者の特定物質の製造をする能力が増大しないものとする。

（変更の届出）

第五条 法第七条第二項又は第三項の届出をしようとする者は、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。

- 一 法第四条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき 第二条第一号及び第二号に掲げる書類
- 二 許可製造者が法人であり、かつ、法第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき その法人の登記事項証明書

三 法第七条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたとき 第二条第二号及び第三号に掲げる書類

（製造の廃止の届出）

第六条 法第八条第一項の届出をしようとする者は、様式第四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（使用の許可の申請）

第七条 法第十条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十条第二項第五号のその他経済産業省令で定める事項は、使用をしようとする特定物質の取得方法とする。

3 第一項の申請には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 物質ごとの使用の方法を説明した書面
- 二 特定物質の保管方法を説明した書面

三 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十一条第二項において読み替えて準用する法第五条各号に該当しないことを説明した書面
四 申請者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（使用許可証）

第八条 法第十条第三項の使用許可証は、様式第六とする。

2 許可製造者又は承認輸入者は、許可使用者にその使用の許可に係る特定物質を譲り渡すときは、当該許可使用者の使用許可証の許可製造者又は承認輸入者記入欄に所定の事項を記入するものとする。

3 許可使用者は、使用許可証が汚損され、又は失われたときは、様式第七による申請書及び使用許可証が汚損された場合にあつてはその許可証を経済産業大臣に提出し、使用許可証の再交付を受けることができる。

4 経済産業大臣は、前項の再交付をするときは、当該使用許可証に当該許可使用者が譲り受けることのできる特定物質の数量を記載するものとする。

5 許可使用者は、次に掲げるときは、直ちにその使用許可証（第四号の場合にあつては、発見した使用許可証）を経済産業大臣に返納しなければならない。

- 一 許可の有効期間が満了したとき。
- 二 許可の有効期間内で使用の目的を達成したとき又はこれを失つたとき。
- 三 許可を取り消されたとき。
- 四 第三項の規定により使用許可証の再交付を受けた後、失われた使用許可証を発見したとき。

（製造の制限の特例）

第九条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、当該特定物質の製造に係る通常の技術を有する者が使用の許可に係る特定物質の製造のために製造することが必要とされる数量の特定物質を製造する場合とする。

（譲渡しの届出）

第十条 法第十五条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（廃棄の届出）

第十一条 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、廃棄をしようとする日の三日前までに、様式第九による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（承継の届出）

第十二条 法第二十条第二項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十による届出書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第二十条第一項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第十一による書面及び戸籍謄本

二 法第二十条第一項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第十二による書面及び戸籍謄本

三 法第二十条第一項の規定により合併によつて許可製造者又は許可使用者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

第十三条 法第二十一条の規定により届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第十三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(使用の実績の届出)

第十四条 法第二十一条第二項の規定により届出をしようとする者は、使用をした日(引き続き二日以上使用した場合はその終了した日)から二週間以内に様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、引き続き二週間以上使用した場合には、二週間ごとに使用が終了したものとみなす。

(記録)

第十五条 法第二十二條第一項の規定による記録は、物質ごとに行うものとする。

2 法第二十二條第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 他の方から譲り受けた場合にあつては、譲り受けた者及び数量
- 二 廃棄した場合にあつては、廃棄した数量

3 法第二十二條第二項の規定による第一項の日誌は、記録の日から五年間保存しなければならない。
(電磁的方法による保存)

第十五条の二 法第二十二條第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同条第二項に規定する当該事項が記録された日誌の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。
(第一種指定物質の製造等の予定数量の届出)

第十六条 法第二十四條第一項の経済産業省令で定める数量は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定める数量とする。

- 一 一キログラム
- 二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第九十二号。以下「令」という。)別表二の項の第三欄に掲げる物質(前号に掲げるものを除く。)百キログラム
- 三 令別表二の項の第四欄に掲げる物質 一トン

2 法第二十四條第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 製造等をしようとする事業所の名称及び所在地
 - 三 製造等をしようとする第一種指定物質
 - 四 事業所内の当該第一種指定物質の製造等施設の数及び位置
 - 五 当該製造等施設ごとの当該第一種指定物質の製造等数量及び製造にあつてはその製造能力
- 3 法第二十四條第一項又は第三項の規定による届出をしようとする者は毎年九月三十日までに、同条第二項の規定による届出をしようとする者はその年において製造等をする第一種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量が第一項の数量を超えることとなる三十日前までに、それぞれ様式第十五による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

- 一 事業所内の製造等設備その他の設備の位置を示す図面
- 二 当該第一種指定物質の製造等工程を説明した書面(製造にあつては、その製造能力の計算方法を含む)

3 国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面
4 法第二十四條第四項の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とす

一 前項の届出に係る数量の二倍を超える場合
二 第一項の数量の十倍を超える場合(前項の届出に係る数量が第一項の数量の十倍を超えている場合を除く。)

5 法第二十四條第四項の規定による届出をしようとする者は、前項の場合に該当することとなる三十日前までに様式第十六による届出書を事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
(第一種指定物質の製造等の実績数量の届出)

第十七条 法第二十五条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 製造等をした事業所の名称及び所在地
- 三 製造等をした第一種指定物質
- 四 製造等をした当該第一種指定物質のうち輸出又は輸入したものの数量
- 五 事業所内の当該第一種指定物質の製造等施設の製造等数量及び位置
- 六 当該製造等施設ごとの当該第一種指定物質の製造等数量及び製造にあつてはその製造能力

2 法第二十五条の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第十七による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
一 事業所内の製造等設備その他の設備の位置を示す図面
二 当該第一種指定物質の製造等工程を説明した書面(製造にあつては、その製造能力の計算方法を含む)

3 国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面
(第一種指定物質の使用の予定及び実績数量の届出)

第十八条 法第二十六条の経済産業省令で定める第一種指定物質を含む物は、当該第一種指定物質が令別表二の項の第三欄に掲げる物質である場合には当該物質をその重量の十パーセント(当該物質が第十六條第一項第一号又は第二号に定める数量の十倍を超える場合には一パーセントとする。)を超えて含有する物とし、令別表二の項の第四欄に掲げる物質である場合には当該物質をその重量の三十パーセントを超えて含有する物とする。

2 法第二十六条の経済産業省令で定める使用は、次のとおりとする。
一 当該第一種指定物質に物理的な工程を加えること(抽出、精製及び第一号に係るものを除く。)

二 当該第一種指定物質を化学反応により他の物質に転換すること。
3 前二条の規定は、法第二十六条において準用する法第二十四條及び法第二十五条の規定による届出に準用する。この場合において、前二条中「製造等」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

(第二種指定物質の製造の予定数量の届出)
第十九条 法第二十七条において準用する法第二十四條第一項の経済産業省令で定める数量は、令別表三の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質ごとに三十トンとする。

2 法第二十七条において準用する法第二十四條第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 製造をしようとする事業所の名称及び所在地
三 製造をしようとする第二種指定物質

四 事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置
五 当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量
3 法第二十七条において準用する法第二十四條第一項又は第三項の規定による届出をしようとする者は毎年九月三十日までに、同条において準用する法第二十四條第二項の規定による届出をしようとする者はその年において製造をする第二種指定物質のその事業所ごと及び物質ごとの数量

が第一項の数量を超えることとなる三十日前までに、それぞれ様式第十八による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

- 一 事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面
 - 二 当該第二種指定物質の製造工程を説明した書面
 - 三 国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面
 - 4 法第二十七条において準用する法第二十四条第四項の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 前項の届出に係る数量の二倍を超える場合
 - 二 二百トンを超える場合（前項の届出に係る数量が二百トンを超えている場合を除く。）
 - 5 法第二十七条において準用する法第二十四条第四項の規定による届出をしようとする者は、前項の場合に該当することとなる三十日前までに様式第十六による届出書を事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- （第二種指定物質の製造の実績数量の届出）
- 第二十条** 法第二十七条において準用する法第二十五条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 製造をした事業所の名称及び所在地
 - 三 製造をした第二種指定物質
 - 四 事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置
 - 五 当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量
 - 2 法第二十七条において準用する法第二十五条の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第十九による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
 - 一 事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面
 - 二 当該第二種指定物質の製造工程を説明した書面
 - 三 国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面（指定物質の輸出入の実績数量の届出）
 - 第二十一条** 法第二十八条の経済産業省令で定める指定物質を含む物は、当該指定物質が令別表二の項の第三欄に掲げる物質である場合には当該物質をその重量のパーセントを超えて含有する物とし、令別表二の項の第四欄に掲げる物質又は同表三の項に掲げる物質である場合には当該物質をその重量の三十パーセントを超えて含有する物とする。
 - 2 法第二十八条の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第二十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- （有機化学物質の製造の実績数量の届出）
- 第二十二条** 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める数量は、二百トンとする。
- 第二十三条** 法第二十九条第二項の経済産業省令で定める区分は、千トン未満、千トン以上一万トン以下及び一万トン超とする。

- 3 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第二十一による届出書に国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- （特定有機化学物質の製造の実績数量の届出）
- 第二十三条** 法第二十九条第二項の経済産業省令で定める数量は、三十トンとする。
- 第二十四条** 法第二十九条第二項の経済産業省令で定める区分は、二百トン未満、二百トン以上千トン未満、千トン以上一万トン以下及び一万トン超とする。

- 3 法第二十九条第二項の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第二十二による届出書に国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告する

ための書面を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- （国際機関の指定する者の検査等への立会いの証明書）
- 第二十四条** 法第三十条第一項の規定により国際機関の指定する者の検査等に立ち会う職員が携帯する同条第四項の証明書は、様式第二十三によるものとする。
- 2 法第三十条第五項の規定により国際機関の指定する者の検査等に立ち会う機構の職員が携帯する同条第七項の証明書は、様式第二十三の二によるものとする。
- （収去証）
- 第二十五条** 法第三十三条第一項の規定により経済産業省の職員が試料を収去するとき又は同条第四項の規定により機構の職員が試料を収去するときは、被収去者に様式第二十四による収去証を交付しなければならない。
- （立入検査の証明書）
- 第二十六条** 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第三十三条第三項の証明書は、様式第二十五によるものとする。
- 2 機構がその職員に携帯させる法第三十三条第七項の証明書は、様式第二十五の二によるものとする。

附 則

第一条 この規則是、法の施行の日（平成七年五月五日）から施行する。

（第一種指定物質の製造等及び使用の実績数量の届出）

第二条 法附則第四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 製造等をした事業所の名称及び所在地
 - 三 製造等をした第一種指定物質
 - 四 製造等をした当該第一種指定物質のうち輸出又は輸入したものの数量
 - 五 事業所内の当該第一種指定物質の製造等施設の数及び位置
 - 六 当該製造等施設ごとの当該第一種指定物質の製造等数量及び製造にあつてはその製造能力
- 2 法附則第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、平成九年四月十八日までに第十七条に規定する様式第十七による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、同様式中「第25条（第26条において準用する第25条）」とあるのは「附則第4条第1項（同条第3項において準用する同条第1項）」と、「製造等（使用）」をした第一種指定物質」とあるのは「製造等（使用）」をした第一種指定物質及び届出に係る年」とする。
- 一 事業所内の製造等設備その他の設備の位置を示す図面
 - 二 当該第一種指定物質の製造等工程を説明した書面（製造にあつては、その製造能力の計算方法を含む。）

- 3 前二項の規定は、法附則第四条第三項において準用する同条第一項の規定による届出に準用する。この場合において、前二項中「製造等」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。
- （第二種指定物質の製造の実績数量の届出）
- 第三条** 法附則第四条第四項において準用する同条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 製造をした事業所の名称及び所在地
- 三 製造をした第二種指定物質
- 四 事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置
- 五 当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量

2 法附則第四条第四項において準用する同条第一項の規定による届出をしようとする者は、平成九年四月十八日までに第二十条に規定する様式第十九による届出書に次の書類を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、同様式中「第27条において準用する第25条」とあるのは「附則第4条第4項において準用する同条第1項」とする。

一 事業所内の製造設備その他の設備の位置を示す図面
 二 当該第二種指定物質の製造工程を説明した書面
 三 国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面
 (経過措置)

第四条 発効日の属する年における第二十一条第二項、第二十二条第三項及び第二十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「毎年二月末日」とあるのは「四月十八日」とする。

附 則 (平成八年三月二十九日通商産業省令第三二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年二月二十六日通商産業省令第五号)

(施行期日)

この省令は、平成九年三月十九日から施行する。ただし、第十五条の次に九条を加える改正規定(第十六条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第一項、第二十一条、第二十三条並びに第二十三条に係る部分を除く。)については平成九年四月二十九日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十七日通商産業省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二九五号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第二十三の改正規定(「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二日経済産業省令第二八号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年二月一四日経済産業省令第二一八号)

この省令は、平成十三年十二月十六日から施行する。

附 則 (平成一四年四月二三日経済産業省令第七六号)

この省令は、平成十四年四月二十六日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二四日経済産業省令第一二二号)

(施行期日)

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に輸出又は輸入された化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第二十八条に規定する指定物質に係る届出については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年二月三日経済産業省令第九号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二五日経済産業省令第七一号)

(施行期日)

この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の様式第十三は、平成十七年分の届出から適用する。

附 則 (平成二四年一月二日経済産業省令第八二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行後、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成七年政令第百九十二号。以下「令」という。)別表二の項の第三欄に掲げる物質を使用する者は、平成二十四年十二月三十一日までの間は、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号。以下「法」という。)第二十六条の規定による届出をしないで、令別表二の項の第三欄に掲げる物質を使用することができる。

3 この省令の施行前に輸出又は輸入された令別表二の項の第三欄に掲げる物質の法第二十八条の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一日経済産業省令第三六号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和元年二月二三日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年二月二八日経済産業省令第六三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1 (第2条関係) (平12通産令236・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

製造許可申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第4条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

製造しようとする事業所の所在地	
製造しようとする特定物質	
製造の方法	別添資料のとおり
製造に用いる器具、機械又は装置	別添資料のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (第4条関係) (平12通産令236・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

変更許可申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第7条第1項の変更の許可を受けたいので、同項の規定により次のとおり申請します。

変更に係る許可の番号	
変更事項	
変更内容	新
	旧

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第5条関係) (平12通産令296・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第7条第2項（法第7条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る 許可の番号	
変更事項	
変更内容	新 旧
変更年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4 (第6条関係) (平12通産令296・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

製造禁止届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第8条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

禁止に係る 許可の番号	
禁止年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5 (第7条関係) (平12通産令296・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

使用許可申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第10条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

使用しようとする 特定物質及び数量	
使用の目的	
使用の方法	別添資料のとおり
使用の時期	
使用の場所	
使用しようとする 特定物質の取得方法	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6 (第8条関係) (平12通産令296・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

(裏面)

第 号	
年 月 日	
使用許可証	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第10条第1項の規定により特定物質の使用を許可する。	
経済産業大臣 印	
使用の許可を受けた者	氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 住所
使用の目的	
使用しようとする 特定物質及び数量	使用の方法
使用の場所	
条 件	
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
この許可証は、有効期間が満了したとき、有効期間内で使用の目的を達成したとき、若しくは使用の目的を失ったとき、又は許可を取り消されたときは、経済産業大臣に返納しなければならない。	

(裏面)

許可製造者又は承認輸入者記入欄

年 月 日	許可製造者又は承認輸入者の氏名又は名称	特 定 物 質	数 量

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第7 (第8条関係)

様式第7 (第8条関係) (平12産産令235・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

使用許可証再交付申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第10条第3項の使用許可証の再交付を申請します。

特定物質及び譲り受けることのできる数量	
再交付を受けようとする許可の番号	
再交付を申請する理由	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 譲り受けることのできる数量は、使用できる数量からこれまでに譲り受けた数量を除いた数量とすること。

様式第8 (第10条関係) (平12通産令295・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

譲渡届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住 所化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第15条第2項の規定により
次のとおり届け出ます。

譲り渡した特定物質及び数量	
譲り渡した年月日	
譲り渡した者	
譲り渡した者の使用許可の番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第9 (第11条関係) (平12通産令295・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

廃棄届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住 所化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第18条第2項の規定により
次のとおり届け出ます。

廃棄すべき特定 物質及び数量	
廃棄しようとする 年月日	
廃棄しようとする 場所	
廃棄の方法	別添資料のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第10（第12条関係）（平12産産令236・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

許可製造者（許可使用者）地位承継届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第20条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
被承継者の住所	
承継に係る製造許可の番号 （使用許可の番号）	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第11（第12条関係）（平12産産令236・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

許可製造者（許可使用者）相続同意証明書

年 月 日

経済産業大臣殿

証明者 氏名
住 所

次のとおり許可製造者（許可使用者）について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第4条第1項 （法第10条第1項）の許可を 受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者（許可使用者）の 地位を承継する者として選定 された者の氏名	
許可製造者（許可使用者）の 地位を承継する者として選定 された者の住所	
相続開始の年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 証明書は、許可製造者（許可使用者）の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

様式第12 (第12条関係) (平12通産令236・令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

許可製造者 (許可使用者) 相続証明書

年 月 日

経済産業大臣殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

次のとおり許可製造者 (許可使用者) について相続がありましたことを証明します。

被相続人の氏名	
被相続人の住所	
被相続人が法第4条第1項 (法第10条第1項) の許可を受けた年月日	
被相続人の許可の番号	
許可製造者 (許可使用者) の地位を承継した者の氏名	
許可製造者 (許可使用者) の地位を承継した者の住所	
相続開始の年月日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 証明者は、2人以上とすること。

様式第13 (第13条関係) (平12通産令236・平17通産令71・令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第21条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

許可の番号		
特定物質		
前年の最大保有量		
製造数量 (製造をした日ごとに記入すること。)	日	数 量

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 この届出書は、前年1月1日から12月31日までの製造数量及び最大保有量を届け出ること。

様式第14 (第14条関係) (平12通産令286・平17経産令71・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

使用実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
任 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第21条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

許可の番号		
特定物質		
使用数量 (使用をした日ごとに記入すること)	日	数 量

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 第14条ただし書きに定める場合は、使用の開始の日から終了の日までを記載すること。

様式第15 (第16条、第18条関係) (平9通産令5・追加、平12通産令286・令元経産令17・令2経産令92、一部改正)

製造等 (使用) 予定届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第24条第1項、第2項及び第3項 (第26条において準用する第24条第1項、第2項及び第3項) の規定により次のとおり届け出ます。

製造等 (使用) をしようとする事業所の名称				
製造等 (使用) をしようとする事業所の所在地				
製造等 (使用) をしようとする第一種指定物質				
製造等 (使用) をしようとする第一種指定物質の数量	区 分※			
	数 量	kg		
事業所内の当該第一種指定物質の製造等 (使用) 施設の数及び位置	数		位置	別添資料のとおり
	当該製造等 (使用) 施設ごとの当該第一種指定物質の製造等 (使用) 数量及び製造にあってはその製造能力	数量	kg	kg
		/年	/年	/年

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 区分については、製造等においては製造、抽出、精製の別を、使用にあっては第16条第2項第1号及び第2号の別を記載すること。

様式第16 (第16条、第18条、第19条関係) (平9通産令5・追加、平12通産令285・令元経産令17・令3経産令92・一部改正)

突 更 届 出 書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第24条第4項(第26条(第27条)において準用する第24条第4項)の規定により次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更内容	新
	旧
変更予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17 (第17条、第18条関係) (平9通産令5・追加、平12通産令285・令元経産令17・令3経産令92・一部改正)

製 造 等 (使 用) 実 績 届 出 書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第25条(第26条において準用する第25条)の規定により次のとおり届け出ます。

製造等(使用)をした事業所の名称				
製造等(使用)をした事業所の所在地				
製造等(使用)をした第一種指定物質				
製造等(使用)をした第一種指定物質の数量 〔うち直接輸出入したものの数量〕	区 分※	数 量	(kg)	
事業所内の当該第一種指定物質の製造等(使用)施設の数及び位置	数		位置	別添資料のとおり
	当該製造等(使用)施設ごとの当該第一種指定物質の製造等(使用)数量及び製造にあってはその製造能力	数量	kg	kg
	能力	/年	/年	/年

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 区分については、製造等においては製造、抽出、精製の別を、使用にあっては第18条第2項第1号及び第2号の別を記載すること。

様式第18(第19条関係) (平9産産令5・追加、平12産産令295・令元産産令17・令2産産令92
一部改正)

製造予定届出書

年月日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その

代表者の氏名

住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第27条において準用する第24条第1項、第2項及び第3項の規定により次のとおり届け出ます。

製造しようとする事業所の名称			
製造しようとする事業所の所在地			
製造しようとする第二種指定物質			
製造しようとする第二種指定物質の数量	t		
事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置	数	位置	別添資料のとおり
当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量	数量	t	t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第19(第20条関係) (平9産産令5・追加、平12産産令295・令元産産令17・令2産産令92
一部改正)

製造実績届出書

年月日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その

代表者の氏名

住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第27条において準用する第25条の規定により次のとおり届け出ます。

製造をした事業所の名称			
製造をした事業所の所在地			
製造をした第二種指定物質			
製造をした第二種指定物質の数量	t		
事業所内の当該第二種指定物質の製造施設の数及び位置	数	位置	別添資料のとおり
当該製造施設ごとの当該第二種指定物質の製造数量	数量	t	t

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第20(第21条関係) (平9通産令5・追加、平12通産令295・令元通産令17・令2通産令92
・一部改正)

輸出(輸入)実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条の規定により次のとおり届け出ます。

輸出(輸入)をした 指定物質		
第一種、第二種の区分		
輸出(輸入)をした 指定物質の数量 (相手国ごとに記入す ること。)	相 手 国	数 量
		kg
		kg
		kg
		kg

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21(第22条関係) (平9通産令5・追加、平12通産令295・令元通産令17・令2通産令92
・一部改正)

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その

代表者の氏名

住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

製造をした事業所の名称		
製造をした事業所の所在地		
事業所において製造をした全 ての有機化学物質の総量が属 する区分 (該当する区分に○をつける こと。)	1,000トン未満	
	1,000トン以上10,000トン以下	
	10,000トン超	
事業所内の有機化学物質の製 造施設の数		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 当該事業所において特定有機化学物質を製造している場合には、それらを含めたものとして記入すること。

様式第22 (第23条関係) (平9通産令5・追加、平12通産令296・令元経産令17・令2経産令99
一部改正)

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
住所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第99条第2項の規定により
次のとおり届け出ます。

製造をした事業所の名称		
製造をした事業所の所在地		
事業所において製造をした特 定有機化学物質のその製造施 設ごとの総量が属する区分 [該当する区分に該当する 製造施設の数を記入する こと。]	200トン未満 (うち30トン未満)	
	200トン以上1,000トン未満	
	1,000トン以上10,000トン以下	
	10,000トン超	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第23 (第24条関係) (平9通産令5・追加、平12通産令296・平13経産令218・令元経産令17
一部改正)

(表 面)

第 号	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第1項の規定によ る国際機関検査等立会い証明書 (ID CARD)	
MEMBER of JAPAN ESCORT TEAM	
写 真	官職及び氏名 (NAME) 年 月 日生
	(DATE of BIRTH) 年 月 日発行
	(DATE of ISSUE)
	発行者 印

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第1項 国際機関の指定する者は、経済産業大臣の指定するその職員
(政令で定める場合にあっては、経済産業大臣の指定するその職員及び外
務大臣の指定するその職員)の立会いの下に、化学兵器禁止条約で定める
範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの
物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって、国際機関が
指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮
影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試
料を無償で取去ることができる。

第30条第3項 第1項の規定により検査等に立ち会う職員は、当該検査が化
学兵器禁止条約の範囲内で、適確かつ円滑に行われることを確保するよう
努めなければならない。

第45条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
五 第30条第1項の規定による検査、撮影若しくは取去を拒み、妨げ、若
しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし
た者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

様式第23の2(第24条関係) (平13経産令28・追加、平13経産令218・令元経産令17・一部改正)

(表 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第30条第1項の規定による国際機関検査等立会い証明書 (ID CARD)	第 号
MEMBER of JAPAN ESCORT TEAM	
写 真	所屬及び氏名 (NAME) 年 月 日生 (DATE of BIRTH) 年 月 日発行 (DATE of ISSUE)
押出スクリュー	発行者 <input type="checkbox"/> 印

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜粋

第30条第1項 国際機関の指定する者は、経済産業大臣の指定するその職員(政令で定める場合においては、経済産業大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員)の立会いの下に、化学兵器禁止条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であって、国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去することができる。

第30条第5項 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、第1項の規定による検査等に立ち会わせることができる。

第45条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第30条第1項の規定による検査、撮影若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第24(第25条関係) (平13経産令28・令改、令元経産令17・一部改正)

収 去 証

住 所 氏名又は名称 収 去 場 所 品名及び数量	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第1項の規定により収去する。
年 月 日	官 職 氏 名 印

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。
 2 独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が収去する場合においては、官職に代えその所属を記載すること。

様式第25(第26条関係) (平9通産令5・旧様式第14号下、平12通産令295・平13経産令28・平13経産令218・令元経産令17、一部改正)

(表 面)

第 号	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査証	
写 真	官職及び氏名
	年 月 日 生
	年 月 日 発行
	発 行 者
	印

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜すい

第33条第1項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

第45条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
九 第33条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

様式第25の2(第26条関係) (平13経産令28・追加、平13経産令218・令元経産令17、一部改正)

(表 面)

第 号	
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第33条第1項の規定による立入検査証	
写 真	所属及び氏名
	年 月 日 生
	年 月 日 発行
	発 行 者
	印

(裏 面)

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律抜すい

第33条第1項 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、承認輸入者、許可使用者又は廃棄義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させることができる。

第33条第4項 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第1項の規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

第45条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
九 第33条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。